

表示指定成分

厚生省が定める化粧品表示成分一覧

※皮膚刺激の可能性があるとして厚生省が認めた成分

- 1 安息香酸及びその塩類
- 2 イクタモール
- 3 イソプロピルメチルフェノール
- 4 ウンデシレン酸及びその塩類
- 5 ウンデシレン酸モノエタノールアミド
- 6 エデト酸及びその塩類
- 7 塩化アルキルトリメチルアンモニウム
- 8 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム
- 9 塩化ジステアリルジメチルベンジルアンモニウム
- 10 塩化ステアリルトリメチルアンモニウム
- 11 塩化セチルトリメチルアンモニウム
- 12 塩化セチルピリジニウム
- 13 塩化ベンザルコニウム
- 14 塩化ベンゼトニウム
- 15 塩化ラウリルトリメチルアンモニウム
- 16 塩化リゾチーム
- 17 塩酸アルキルジアミノエチルグリシン
- 18 塩酸クロルヘキシジン
- 19 塩酸ジフェンヒドラミン
- 20 オキシペンゾン
- 21 オルトフェニルフェノール
- 22 カテコール
- 23 カンクリスチンキ
- 24 グアイアズレン
- 25 グアイアズレンスルホン酸ナトリウム
- 26 グルコン酸クロルヘキシジン
- 27 クレゾール
- 28 クロラミンT
- 29 クロルキシレノール
- 30 クロルクレゾール
- 31 クロルフェネシン
- 32 クロロブタノール
- 33 5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン
<昭62. 追加>
- 34 酢酸-dl- α -トコフェロール
- 35 酢酸ポリオキシエチレンラノリンアルコール
- 36 酢酸ラノリン
- 37 酢酸ラノリンアルコール
- 38 サリチル酸及びその塩類
- 39 サリチル酸フェニル
- 40 ジイソプロパノールアミン
- 41 ジエタノールアミン
- 42 シノキサート
- 43 ジブチルヒドロキシルエン
- 44 臭化アルキルイソキノリニウム
- 45 臭化セチルトリメチルアンモニウム
- 46 臭化ドミフェン
- 47 ショウキョウチンキ
- 48 ステアリルアルコール
- 49 セタノール
- 50 セチル硫酸ナトリウム
- 51 セトステアリルアルコール
- 52 セラック
- 53 ソルビン酸及びその塩類
- 54 チモール
- 55 直鎖型アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- 56 チラム
- 57 デヒドロ酢酸及びその塩類
- 58 天然ゴムラテックス
- 59 トウガラシチンキ
- 60 dl- α -トコフェロール
- 61 トラガント
- 62 トリイソプロパノールアミン
- 63 トリエタノールアミン
- 64 トリクロサン
- 65 トリクロロカルバニリド
- 66 ニコチン酸ペンジル
- 67 ノニル酸パニリルアミド
- 68 パラアミノ安息香酸エステル
- 69 パラオキシ安息香酸エステル
- 70 パラクロルフェノール
- 71 パラフェノールスルホン酸亜鉛
- 72 ハロカルバン
- 73 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ペンゾ
トリアゾール
- 74 ピロガロール
- 75 フェノール
- 76 プチルヒドロキシアニソール
- 77 プロピレングリコール
- 78 ヘキサクロロフェン
- 79 ペンジルアルコール
- 80 没食子酸プロピル
- 81 ポリエチレングリコール(平均分子量が600以下
のもの)
- 82 ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩類
- 83 ポリオキシエチレンラノリン
- 84 ポリオキシエチレンラノリンアルコール
- 85 ホルモン
- 86 ミリスチン酸イソプロピル
- 87 2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン(昭62.
追加)
- 88 ラウリル硫酸塩類
- 89 ラウロイルサルコシンナトリウム
- 90 ラノリン
- 91 液状ラノリン
- 92 還元ラノリン
- 93 硬質ラノリン
- 94 ラノリンアルコール
- 95 水素添加ラノリンアルコール
- 96 ラノリン脂肪酸イソプロピル
- 97 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール
- 98 レゾルシン
- 99 ロジン
- 100 医薬品等に使用することができるタール色素
を定める省令(昭和41年厚生省令 第30号) 別表
第1, 別表第2及び別表第3に掲げるタール色素
香料
色素